八戸市市制施行80周年記念マスコットキャラクター
「いかずきんズ」の着ぐるみの貸出しに関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、八戸市及び市制施行80周年を広くＰＲするため、八戸市市制施行80周年記念マスコットキャラクター「いかずきんズ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請）

第２条　着ぐるみの使用を希望する者は、着ぐるみ使用申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。その申請内容に変更が生じたときも、同様とする。

⑴　企画立案書などの着ぐるみを使用する催事の内容が分かる書類

⑵　その他市長が必要と認める書類

（使用の承認）

第３条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、別記第２号様式により着ぐるみの使用を承認するものとする。ただし、使用を希望する者が重複した場合又はやむを得ない事情がある場合は、承認を行わないものとする。

⑴　八戸市及び市制施行80周年のイメージを損なうおそれがある場合

⑵　法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合

⑶　特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合

⑷　営利目的のみの活動に使用する場合

⑸　着ぐるみを汚損し、又は損傷するおそれがある場合

⑹　その他市長が着ぐるみの使用について不適当と認める場合

２　前項の規定による承認にあたっては、市長は、必要な条件を付すことができる。

（貸出しに係る料金）

第４条　貸出しに係る料金は、無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、前条第１項の規定による使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

（貸出しの期間）

第5条　貸出しの期間は、原則として、1週間以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（使用にあたっての遵守事項）

第6条　使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

⑴　第三者に転貸しないこと。

⑵　取扱説明書に従って使用すること。

⑶　雨天時には屋外で使用しないこと。

⑷　屋外における使用中に雨天となった場合は、速やかに屋内へ待避するとともに、使用後にきれいなタオルで水気を拭き取り、十分に乾燥させること。

⑸　火気又は水気に近づけないこと。

⑹　着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。

⑺　着ぐるみの装着者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。

⑻　着ぐるみ装着中は、必ず1名以上の補助者を付けること。

⑼　着ぐるみの使用後は、濡れ雑巾を固く絞り、やさしく汚れ等を落とし、及び陰干しにより乾燥させること。この場合において、必要に応じて消臭スプレー等で消臭すること。

⑽　その他市長が付した条件に従って使用すること。

（返却）

第7条　使用者は、着ぐるみの使用を終えたとき、又は着ぐるみの使用について承認された期間を経過したときは、着ぐるみ返却届（別記第3号様式）を提出するとともに、着ぐるみを返却しなければならない。

2　前項の場合において、着ぐるみの使用を終え、着ぐるみ返却届を提出しようとするときは、使用者は、使用状況を確認することができる写真等を添付するものとする。

（受取り及び返却の場所等）

第8条　着ぐるみの受取り及び返却は、総務部総務課内において行うものとする。ただし、総務部総務課内における受取り又は返却が困難な場合は、市長が認める別の方法により行うことができる。

2　使用者が着ぐるみの受取り及び返却をすることができる時間は、平日（八戸市の休日に関

する条例（平成2年八戸市条例第20号）第1条第1項に規定する休日以外の日をいう。）の午前9時から午後5時までとする。

（承認の取消し）

第9条　使用者が第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱の規定に違反したときは、市長は、その使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

（原状回復）

第10条　着ぐるみを汚損し、又は損傷した場合は、使用者の責任と負担により、クリーニング、修理その他必要な措置を講じ、原状に復さなければならない。

2　修理が困難な状態にまで損傷した場合は、使用者が実費弁償をしなければならない。

（損害等の責任）

第11条　着ぐるみの使用により使用者が被った被害、使用者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの使用中に発生した事故等については、使用者の責めに帰するものとし、八戸市は一切その責めを負わない。

（庶務）

第12条　着ぐるみに関する事務は、総務部総務課において処理する。

（委任）

第13条　この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成21年6月22日から実施する。

別記
第１号様式（第２条関係）

平成　　年　　月　　日

（あて先）八 戸 市 長

申請者　住 所

氏 名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

着ぐるみ使用申請書

下記のとおり、着ぐるみを使用したいので、八戸市市制施行 80 周年記念マスコットキャラクター「いかずきんズ」の着ぐるみの貸出しに関する要綱第２条の規定により申請します。

記

イベント等	名称	※イベント等の内容が分かる資料があれば、添付してください。
	日時	平成　　年　　月　　日　　曜日（　　時　　分～　　時　　分）
着ぐるみの種類	□ ブ ル ー　　□ ピ ン ク （使用を希望するものの□内にチェックすること。）	
使 用 方 法	※具体的な使用場所や使用方法などを記載してください。	
借 受 期 間	平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日	
受取希望日時	平成　　年　　月　　日　　曜日（時間：　　）	
返却予定日時	平成　　年　　月　　日　　曜日（時間：　　）	
連 絡 先	担当者氏名	
	電 話 番 号	
そ の 他	□　下記の注意事項を確認の上、同意します。	

【注意事項】

※１　使用にあたっては、要綱第６条各号に掲げる条件を遵守してください。
※２　定められた期限までに着ぐるみを返却してください。
※３　要綱の規定に違反した場合は、承認を取り消される場合もあります。
※４　着ぐるみを汚損し、又は損傷した場合は、使用者の責任と負担により、クリーニング、修理その他必要な措置を講じ、原状に復してください（修理が困難な状態の場合は、弁償となります。）。
※５　着ぐるみの使用により使用者が被った被害、使用者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの使用中に発生した事故等については、使用者の責めに帰するものとし、八戸市は一切その責めを負いません。
※６　使用にあたっては、付属の取扱説明書をよくお読みになってください。

第２号様式（第３条関係）

八　総　第　　号
平成　　年　　月　　日

様

八戸市長　　印

着ぐるみ使用承認通知書

　　年　月　日付けで申請のありました八戸市市制施行80周年記念マスコットキャラクター「いかずきんズ」の着ぐるみの使用については、下記の条件を付して承認することと決定したので通知します。

記

イベント等	名称	
	日時	平成　　年　　月　　日　　曜日（　　時　　分～　　時　　分）
着ぐるみの種類	□ブルー　　□ピンク	
使用方法		
貸出期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日	
使用条件	次の事項に留意すること。	

【注意事項】

※１　使用にあたっては、要綱第６条各号に掲げる条件を遵守すること。

※２　定められた期限までに着ぐるみを返却すること。

※３　要綱の規定に違反した場合は、承認を取り消す場合もあること。

※４　着ぐるみを汚損し、又は損傷した場合は、使用者の責任と負担により、クリーニング、修理その他必要な措置を講じ、原状に復すること（修理が困難な状態の場合は、弁償すること）。

※５　着ぐるみの使用により使用者が被った被害、使用者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの使用中に発生した事故等については、使用者の責めに帰するものとし、八戸市は一切その責めを負わないこと。

※６　使用にあたっては、付属の取扱説明書をよく読むこと。

第３号様式（第７条関係）

平成　　年　　月　　日

（あて先）八 戸 市 長

住 所

氏 名　　㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）

着ぐるみ返却届

八戸市市制施行 80 周年記念マスコットキャラクター「いかずきんズ」の着ぐるみの貸出しに関する要綱第７条の規定に基づき、借り受けた着ぐるみセットを下記のとおり返却します。

記

備　　品	数　量（１体分）	チェック欄	
		ブルー	ピンク
着ぐるみ本体（袋入り）	１体		
ベスト	１着		
送風機＆配線コード（あらかじめベストに装着されています。）	１セット		
密閉型シールバッテリー（ケース入り）	２台		
バッテリー充電器	１台		
持ち手棒	２本		
取扱説明書	１冊		
収納ケース（スポーツバッグ）	１個		

※ 備品が不足していないかをチェック欄にチェックをして確認してください。

※記入不要です。

課長	ＧＬ	課　　員